

# 平成 26 年度から ■ 後期高齢者医療保険料率

が変更されました

7月に  
納入通知書  
を送ります



## ● 保険料率について

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成 26・27 年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

○ 均等割 (被保険者が等しく負担)	平成 24・25 年度 (年間) 47,709 円	➡	平成 26・27 年度 (年間) <b>51,472 円</b> (3,763 円増)
	平成 24・25 年度 10.61 %		平成 26・27 年度 <b>10.52 %</b> (0.09 ポイント減)
○ 所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成 24・25 年度 10.61 %	➡	平成 26・27 年度 <b>10.52 %</b> (0.09 ポイント減)
○ 賦課限度額 (1 年間の保険料の上限額)	平成 24・25 年度 55 万円	➡	平成 26・27 年度 <b>57 万円</b> (2 万円増)

## ● 保険料の計算方法 (平成 26 年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 51,472 円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成 25 年中の所得 - 33 万円) × 10.52 %	=	1 年間の保険料 (100 円未満切り捨て)
------------------------------	---	--	---	---------------------------

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※平成 26 年度の保険料額は、7 月に個別にお知らせします。

## ● 保険料の軽減について～均等割 2 割・5 割軽減の範囲が拡大されました～

### 1 均等割の軽減 (世帯の所得に応じて、次のとおり 4 段階の軽減があります。)

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成 26 年度に 支払う保険料額
33 万円かつ被保険者全員が所得 0 円 (年金収入のみの場合、受領額 80 万円以下)	9 割軽減	5,147 円
33 万円	8.5 割軽減	7,720 円
33 万円 + (24 万 5 千円 × 世帯の被保険者数)	5 割軽減	25,736 円
33 万円 + (45 万円 × 世帯の被保険者数)	2 割軽減	41,177 円



### 2 所得割の軽減 (被保険者個人の所得で判定します。)

所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方は、所得割が 5 割軽減となります。

### 3 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が 9 割軽減になります。

※被用者保険とは、協会けんぽや共済組合など、サラリーマンや公務員などの健康保険のことで市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

年金 読んで得する年金・国保のお話 国保

【国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されました】

国民年金は、保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

平成26年4月からは、申請時点の2年1か月前の月分まで申請ができるようになりました。

詳しくは、役場年金窓口または年金事務所までお問い合わせください。

【学生納付特例申請について】

国民年金保険料の納付が困難な場合、学生の方には、学生納付特例制度があります。

はじめて申請をする方は、在学証明書または学生証の写し等の添付が必要です。

また、平成25年度に学生納付特例の承認を受けており、平成26年度も引き続き学生で、同じ学校等に在学される方は、3月末に送付されていますハガキ形式の申請書に必要事項を記入し返送されると、平成26年度も学生納付特例の申請ができます。この場合は、在学証明書等の添付は不要です。

なお、平成26年度は、学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付しますので、お近くの年金事務所にお申し出ください。

■年金事務所出張相談所の開設

- ・日時 5月23日(金) 10時～15時
- ・場所 商工会館(錦町) ・主催 札幌北年金事務所
- ※年金相談は予約制です(相談予約専用ダイヤル ☎011-717-4133)。また、代理人が相談に行く場合は、委任状・身分証明書が必要です。

▼国民年金についての問合せ

住民課戸籍年金係 ☎23-2463

◎ 陸・海・空 自衛官候補生募集 ◎

平和を、仕事にする。 陸海空自衛官募集

受験資格	18歳以上27歳未満の者	所要の教育を経て、3ヵ月後に2等陸、海、空士に任用。
受付期間	・男子 随時 ・女子 8月1日(金)～9月9日(火)	陸上(技術系を除く)は1年9ヵ月、陸上(技術系)・海上・航空は2年9ヵ月を1任期として任用(以降2年を1任期)。
試験日	・男子 受付時に通知 ・女子 9月25日(木)～29日(月)	

※自衛官候補生とは、任期制自衛官として任官する前に、自衛官として必要な基礎的教育訓練に専念するための採用制度です。

▼詳細 自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所 ☎011-383-8955  
役場環境生活課町民生活係 ☎23-3209

【国民健康保険の加入・脱退手続きは、お済みですか】

国民健康保険は、市町村が運営し、職場の健康保険などに加入していない方等、すべての人が加入する制度です(これを“国民皆保険”といいます)。

職場を退職し健康保険などを喪失したときは、喪失後14日以内に社会保険等資格喪失証明書を持参し、役場の国保窓口で『加入手続き』を行ってください。

また、会社などに就業し、国民健康保険以外の保険に加入した場合も同様に『脱退の手続き』が必要となります。

加入・脱退ともに、自動的に保険が切り替わるものではありません。ご自身での手続きが必要です。

【こんな場合も・・・】

例えば2年前に退職後、国保に未加入のままで過ごし、けがや病気などで病院にかかる時に国保の加入の届出をしたとしても、国保の加入日は届出をした日ではなく、職場の健康保険が切れた日(退職日の翌日)となります。この場合、未加入期間分の国保税がかかることになり、経済的な負担が非常に大きくなります。

また、既に他の健康保険に加入しているのに、脱退の届出が遅れ、国保の保険証で病院にかかっていた場合などは、医療費を返還して頂きますので、加入・脱退等の手続きは、なるべく早めに済ませましょう。



▼国保・後期高齢者医療についての問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係 ☎23-2467

● 防犯協会ニュース ●

自転車にはツーロックを!

本格的に自転車利用の機会が増えますが、盗難被害も増加します。U字型錠やワイヤー錠などでツーロックにして、大切な自転車を盗難から守りましょう!!

平成26年3月末刑法犯発生状況

侵入窃盗	自動車盗	車上狙い	タイヤ盗	自転車盗	不審者
2件	0件	3件	1件	0件	1件

●当別町防犯協会・☎23-2711